

四 請求の年月日
2 鉱業登録令第十条第二項の送付に要する費用は、郵便により送付する場合にあつては郵便切手で、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号））第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者をいう。第八条の四において同じ。）による同法第二条第二項に規定する信書便により送付する場合にあつては、当該信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票で納付しなければならない。

第五条 前条の請求があつたときは、謄本等交付、鉱業原簿等閲覧簿に、請求の範囲、請求人の氏名または名称、受付の年月日および受付番号を記載しなければならない。

第六条 鉱業原簿の謄本は、鉱業原簿と同一の様式の用紙によつて作成し、余白があるときは、その部分に記載がない旨を朱書き又は朱線を引かなければならぬ。

第七条 鉱業原簿の謄本には、作成の年月日及び謄本が鉱業原簿と相違がない旨を記載した証明書を添付して、これと契印し、経済産業大臣又は経済産業局長が証明書に記名押印しなければならない。

第八条の二 前四条の規定は、閉鎖鉱業原簿に準用する。

（申請書のページ数の記載）
第九条 鉱業登録令の規定による申請書（以下「申請書」という。）およびその添附書面の用紙が二葉以上であるときは、登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、各葉にページ数を附さなければならぬ。

（閉鎖鉱業原簿の謄本または抄本の交付等）

第七条の二 前四条の規定は、閉鎖鉱業原簿に準用する。

（申請書のページ数の記載）
第十条 鉱業登録令の規定による申請書（以下「申請書」という。）およびその添附書面の用紙が二葉以上であるときは、登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、各葉にページ数を附さなければならぬ。

（添付書面の省略）
第十八条の二 経済産業大臣又は同一の経済産業局長に對して同時に二以上の登録の申請をする場合において、それぞれの申請書に添付すべき書面に内容の同一のものがあるときは、一の申請書に一通を添付するだけで足りる。

2 前項の規定により添付すべき書面を省略したときは、申請人は、添付すべき書面を省略した申請書にその旨を記載しなければならない。

3 登録名義人の住所の変更の登録の申請をする場合において、申請人は、経済産業大臣又は経済産業局長が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により都道府県知事（住民基本台帳法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関）に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関（次項において同じ。）から登録名義人の住所の変更の事実を証する本人確認情報の提供を受けるときは、当該事実を証する戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれを証するに足りる書面を添付することを要しない。

4 鉱業権の移転の登録の申請をする場合において、申請人は、経済産業大臣又は経済産業局長が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により都道府県知事から登録権利者が日本国民である事實を証する本人確認情報の提供を受けるときは、当該事実を証する書面を添付することを要しない。（印鑑証明の有効期限）

第八条の三 鉱業登録令第五十七条第一項又は第三項の規定により申請書に添付すべき市町村長、区長若しくは総合区長又は登記所の証明を得た印鑑は、その証明の日から三月以内に到達したものに限るものとする。

（信書便物）
第九条 鉱業登録令第二十二条の経済産業省令で定める信書便物は、信書便事業者が送達する民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第十二条第一項において「信書便物」という。）のうち引受け及び配達の記録がなされたものとする。（抵当権の設定）
第十条 抵当権の設定の登録の申請をするときは、申請人は、申請書に登録免許税の課税標準の価格を記載しなければならない。

2 前項の規定は、滞納処分以外の原因による鉱業権または抵当権の処分の制限の登録を嘱託する場合に準用する。

第十条および第十一條 削除

（申請書の受付）

第十二条 申請書の提出があつたときは、登録受付帳に登録の目的、申請人の氏名又は名称、受付の年月日及び受付番号を、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。この場合において、郵便物又は信書便物として提出した申請書の到達が執務時間外であつたときは、郵便物又は信書便物の表面に登録の申請であることを明示してあるものに限り、その到達の時を受付の時とみなす。
2 前項の受付番号は、受付の順序によつてこれを附さなければならない。ただし、同一の鉱業権または租鉱権もしくは抵当権について同時に二以上の申請があつたときは、同一の受付番号を附さなければならない。
3 第一項の規定により登録受付帳に申請人の氏名または名称を記載する場合において、登録権利者または登録義務者が二人以上であるときは、代表者または筆頭者の氏名または名称および他の申請人の数を記載するだけ足りる。
4 前三项の規定は、登録免許税の納付書の提出があつた場合に準用する。

（登録免許税納付書の不受理）

第十二条の二 経済産業大臣又は経済産業局長は、鉱区の減少若しくは分割又は鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四十六条第一項の規定による鉱区の増加による鉱業権の変更の登録に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第二項の規定による登録上利害関係を有する第三者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の勝本が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権の変更の出願の際に、当該承諾書又は裁判の勝本を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。
2 経済産業局長は、鉱区の合併による採掘権の変更に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第三項の規定による抵当権者の承諾書またはこれに对抗することができる裁判の勝本および抵当権の順位に關する協定書が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権変更の出願の際に、当該承諾書または裁判の勝本および抵当権の順位に關する協定書を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。
3 経済産業局長は、鉱業法第八十九条第一項又は第二項の規定による協議に基づく鉱区相互の間の鉱区の増減に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付が鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）第十七条第二項の規定による当事者の連名でされていないときは、その納付書を受理してはならない。

（鉱業原簿の記載）

第十三条 登録番号欄には、各鉱区または各租鉱区について、試掘原簿もしくは採掘原簿または租鉱原簿に登録した順序を記載しなければならない。
2 表示欄には、鉱業権または租鉱権の表示をし、その変更（試掘権および租鉱権については、その存続期間の延長を含む。）およびその消滅ならびに鉱業権の制限に関する事項を記載し、表示番号欄には、表示欄に登録事項を記載した順序を記載しなければならない。
3 試掘原簿にあつては、事項欄には、試掘権の設定、移転、处分の制限および共同鉱業権者の脱退に関する事項を、乙区事項欄には、事項欄には、試掘権の設定、变更、移転、处分の制限および共同鉱業権者の脱退に関する事項を、順位番号欄には、事項欄に登録事項を記載した順序を、採掘原簿にあつては、甲区事項欄には、採掘権の設定、移転、处分の制限または禁止および共同鉱業権者の脱退に関する事項を、乙区事項欄には、抵当権の設定、变更、移転、消滅および处分の制限に関する事項を、順位番号欄には、事項欄に登録事項を記載した順序を、租鉱原簿にあつては、事項欄に登録事項を記載した順序をそれぞれ記載しなければならない。

この場合において、まつ消に係るもののが登録事項の一部であるときは、付記によつて登録をしなければならない。

されているときは、その登録用紙中の回復に係る登録事項の番号欄に回復された旨及びその年月日を記載しなければならない。

2 仮登録をしたときは、事項欄だけに横線を引き、その下に本登録することができる相当の余白を残した上、順位番号欄および事項欄に横線を引かなければならない。

3 仮登録をした後、本登録の申請があつたときは、仮登録の下の余白にその登録をしなければならない。仮登録のまゝ消の申請があつたときも、同様とする。

するときは、登録用紙中の事項欄（採掘権の場合にあつては、該当する区の事項欄）に本登録をすることによりまつ消する旨を記載しなければならない。

第二十五条 予告登録は、鉱業登録令第三十六条第一号に関するものについては、登録用紙中の表示欄に、同条第二号に関するものについては、登録用紙中の事項欄（探査権の場合にあつては、核名一欄の事項欄）に記入しなければならない。

第二十六条 鉱業法第十八条第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請があつたときは、
該当する区の事務機関にしなければならない。
(存続期間の延長の申請があつた場合)

2 試掘原簿の表示欄にその旨を記載しなければならない。
前項の記載をした場合において、その申請の拒否又は取下があつたときは、その記載を朱まつしなければならない。

3 前二項の規定は、鉱業法第七十六条第一項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請があつた場合に準用する。

第二十六条の二 鉱業法第四十一条第一項の規定により採掘権の設定の申請があつたときは、試掘原簿の表示欄にその旨を記載しなければならない。

2 前項の記載をした場合において、その申請の却下又は不許可若しくは取下げがあつたときは、
その記載を朱抹しなければならない。
(共同の氏當准)

第二十七条 二以上の採掘権が抵当権の目的となる場合において、そのうちの一の採掘権について抵当権の設定の登録をするときは、当該採掘権の登録用紙中の乙区事項欄に、他の採掘権の登録

番号およびひその採掘権がともに抵当権の目的である旨を同時に記載しなければならない。

よる根抵当権の移転の登録をする場合に準用する。この場合において、前項中「記載し」とあるのは「付記し」と読み替えるものとする。

2 轄区域に属しないときは、追加抵当権の設定の登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、抵当権の目的である他の採掘権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は経済産業局長に追加抵当権の設定の理由及び登録の年月日並びに採掘権の登録番号を通知しなければならない。

前項の通知を受けた経済産業大臣又は経済産業局長は、前条の規定に準じて、その通知を受けた事項を記載しなければならない。

第三十条 同一の債権の担保たる抵当権の目的である二以上の採掘権のいずれか一について鉱区の分割又は合併による変更の登録をしたときは、他の採掘権の登録用紙中の乙区事項欄にその変更があつた旨及び変更後の採掘権の登録番号を付記し、変更に係る事項を朱まつしなければならぬ。

い。
同一の債権の担保たる抵当権の目的である二以上の探掘権のいずれか一の消滅の登録をしたときは、他の采掘権の登録用紙中の乙又事項欄にその消滅の旨を付記し、消滅に係る事項を未まつ

第三十一条 二以上の採掘権が抵当権の消滅の登録をしたときは、同様とする。但し、そのうちの一つの採掘権について鉱区の分割又は合併による変更の登録をした経済上属するときは、その他の採掘権も同様に登録しなければならない。当該抵当権の消滅の登録をしたときも、同様とする。

産業局長は、抵当権の目的である他の探掘権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は経済産業局長にその変更があつた旨並びに登録の年月日及び変更後の探掘権の登録番号を通知しなければならぬ。

2 二以上の採掘権が抵当権の目的である場合において、その鉱区が二以上の管轄区域に属するときは、そのうちの一の採掘権の消滅の登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、抵当権の目的である他の採掘権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は経済産業局長にその消滅の事由及び登録

3 の年月日を通知しなければならない。当該抵当権の消滅の登録をしたときも、同様とする。
前二項の通知を受けた経済産業大臣又は経済産業局長は、前条の規定に準じて、その通知を受けた事項を記載し、変更又は消滅に係る事項を未申しなければならない。

第三十二条 登録用紙中の部または区に登録をする余白がなくなつたときは、その登録用紙の次に新たなる登録用紙（表題部については、裏の様式による。）をつづり込まなければならぬ。

(鉱区図帳の冊数等の記載)
第三十三条 鉱業権または租鉱権の設定、変更または表示の変更の登録をするときは、登録用紙中の表示欄にした登録の末尾に試掘鉱区図帳もしくは採掘鉱区図帳または租鉱区図帳の冊数および

2 ページ数を記載しなければならない。
第三条の三の規定により登録用紙の移送を受けたときは、当該登録用紙中の試掘鉱区図帳若し
くは採掘區圖長又は且てその四長の冊子を以て送付せしむる。

(共四人名簿) くは折鉄区圖制には私鉄区圖制の用紙及びヘリシ類の記載を変更しなければならぬ

2
併表記の如きが何種類かで、併用が許されてゐる。金銅鑄の併用の如きは、併用の名称または名稱ならびに共同鉱業権者の氏名または名稱および住所を試掘共同人名簿または採掘共同人名簿（以下「共同人名簿」という。）に記載しなければならない。
共同人名簿の代表者の変更の届出があつたときは、前項の規定に準じて登録をした後、変更

第三十五条 前条の規定により共同人名簿に記載するには、番号欄に番号を、代表者名欄に代表者の氏名又は名称及びその届出又は指定の年月日を、共同人名欄に共同鉱業権者の氏名又は名称及

び住所を、備考欄に登録番号及び順位番号をそれぞれ記載して、経済産業大臣又は経済産業局長の指定する職員が押印しなければならない。

第三十九条 共同銃業株の取扱いはその表示の変更について登録簿に記載したときは、共同人名簿中の備考欄に登録の目的となる、新たに事項及び登録番号を記載し、経済産業大臣又は経済産業局長に登録する職員が押印し、変更する事項を朱抹しなければならない。

第三百三十九条の規定に依る所の付表を参照し、共同の名義にて依頼する場合に記載する余白がなくなった場合に準用する。

は予告登録をし、経済産業局長が行つた同号に定める許可又は認可に対する審査請求の場合は、当該経済産業局長に対し予告登録を命令しなければならない。

	項および第三項、第二十七条、第二十八条ならびに第二十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。
附 則	（昭和三七年六月四日通商産業省令第五八号）抄
（施行期日）	（昭和四二年一月三一日通商産業省令第三号）抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
1	この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。
1	この省令は、昭和四十二年八月一日から適用する。
附 則	（昭和五〇年一月三一日通商産業省令第一二一号）抄
1	この省令は、昭和五十年二月一日から施行する。
2	経済産業局長は、鉱業登録令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第四百一号）附則第二項の規定による申請があつたときは、同項の債務者の登録がされていない抵当権の登録に債務者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。
3	経済産業局長は、民法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十九号）附則第九条第一項の規定による分離による旧根抵当権の変更の登録をしたときは、当該採掘権が他の採掘権とともに抵当権の目的である旨の記載を朱まつしなければならない。
4	改正後の鉱業登録令施行規則第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定は、前項の旧根抵当権の変更の登録をした場合に準用する。
附 則	（平成四年四月一六日通商産業省令第一二号）
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一一年一〇月一〇日通商産業省令第一二一一号）
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一一一年一〇月三一日通商産業省令第三〇四号）
	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	（平成一四年二月一四日通商産業省令第二四号）抄
（施行期日）	
第一条	この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）の施行の日から施行する。
附 則	（平成一五年二月二八日経済産業省令第三三号）
	この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。
附 則	（平成一五年三月二八日経済産業省令第九号）
	この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則	（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
	この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
附 則	（平成一九年九月二八日経済産業省令第六八号）
	この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。
附 則	（平成一四年一月一二日経済産業省令第一二号）
	この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。
附 則	（平成二八年三月二九日経済産業省令第四三号）
	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(裏)

表題部			
表示番号	表 示	表示番号	表 示

() 試第 号 表題部 ページ

(表)

表題部										
表示番号	表 示	表示番号	表 示							
枚数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

() 試第 号 表題部 ページ

試掘原簿

都府県(国)

第 冊

経済産業局

事項区			
順位番号	事項	順位番号	事項

() 試第 号 事項区 ページ

(表)

		登録番号	第号
表題部			
表示番号	表示番号	表示番号	表示番号
枚数	2	3	4
	5	6	7
	8	9	10
	11		

() 採第号 表題部 ページ

採掘原簿
都府県(国)
第冊
経済産業局

(裏)

乙 区			
順位番号	事項	順位番号	事項

() 採第号 乙区 ページ

甲 区			
順位番号	事項	順位番号	事項

() 採第号 甲区 ページ

表題部			
表示番号	表示番号	表示番号	表示番号

() 採第号 表題部 ページ

(裏)

表題部			
表示番号	表 示	表示番号	表 示

() 租第 号 表題部 ページ

(表)

表題部										
表示番号	表 示	表示番号	表 示							
枚数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

() 租第 号 表題部 ページ

租 鉱 原 簿

都 府 縿 (国)

第 冊

経 済 産 業 局

様式第三

事項区

順位番号	事 項	順位番号	事 項

() 租第 号 事項区 ページ

() 試 (採) 共同人名簿 第 号 ページ

() (試) (採) (租) 目録 ページ

様式第六

様式第六

閉鎖（試掘）（探掘）原簿

都府県（国）

第 冊

経済産業局

様式第七

様式第七

年分登録受付帳

経済産業局

樣式第八

信
託
條
項
予
備

委託者の氏名 又は名称及び 住所	
受託者の氏名 又は名称及び 住所	
受益者の氏名 又は名称及び 住所	
信託管理人の 氏名又は名称 及び住所	
受益者管理人 の氏名又は名 称及び住所	

予	
備	
予	
備	

鉱業信託原簿

ページ

変	
更	
変	
更	

鉱業信託原簿

ページ